

平成29年10月2日

配置予定技術者及び現場代理人に関する取扱いについて

川崎市財政局資産管理部契約課

本市が発注する工事請負契約の配置予定技術者及び現場代理人の取扱いの一部について以下の通り変更（明確化）されましたのでお知らせします。遺漏のないよう十分な注意をお願いいたします。

◎今回の変更点

「適正な施工確保のための技術者制度検討会とりまとめ」(平成29年6月)において、「i-Constructionなどの施工のICT化が進展し、新たな技術がますます生まれてくることを見込まれる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的に技術研鑽を積んでいくことが必要である」ことが提言されました。これを受け、監理技術者等の専任に関して、その取り扱い等を下記の通り明確化いたしました。

なお、入札手続きにおける配置予定技術者の取り扱いに変更はありませんので御注意ください。

専任とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない」ことをいいます。

配置予定技術者及び現場代理人について

1 配置予定技術者に求められる雇用関係

配置予定技術者は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。

（在籍出向者、派遣社員、契約社員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません）

◎市が配置予定技術者届等の提出を求めた際には、配置予定技術者の雇用関係を確認するため、次の書類の写しを提出してください。

配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

○監理技術者：監理技術者資格者証の写し

同証で雇用関係が確認できない場合は、主任技術者と同様に雇用関係が確認できる書類を提出してください。

○主任技術者：健康保険被保険者証の写し

健康保険被保険者証の写しを提出できない場合は下記の書類の写し

- ・市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ・その他雇用関係が確認できる書類の写し

2 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更は原則認めません。ただし、配置予定技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

また、変更契約により下請契約の請負代金の額が変更になり、主任技術者から監理技術者へ変更する場合や、市が特別に認める場合もこの限りではありません。

3 専任配置を必要とする入札における配置予定技術者の注意点

- ・落札日現在、他の工事に技術者として配置していないこと
- ・総合評価方式の場合は原則として開札予定日時時点で、他の工事に技術者として配置していないこと

※専任とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない」ことをいいます。

4 入札手続中に配置予定技術者届等を提出する場合の注意点

総合評価方式等、入札手続中に配置予定技術者届等の提出を求める場合において、次のような場合は入札参加資格の喪失要件に該当しますので、入札手続に際しては十分注意してください。

- ・配置予定技術者届の記載事項に誤りがある場合
- ・必要書類の添付がない場合
- ・資格を欠いた技術者を配置予定技術者とした場合

（直接的な雇用関係にない者、入札参加申込日において雇用期間が3箇月未満である者、当該工事に対応する建設業法の許可業種を有しない者など）

落札候補者となっても、最終的な入札参加資格の確認において、入札参加資格を喪失している場合には、落札者となれません。

5 落札候補者が配置予定技術者を配置できない正当な理由

落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分にご注意願います。

☆配置できない「正当な理由」

- ①技術者の死亡、傷病、退職などにより、真にやむをえない場合
- ②積算疑義期間中に本市の他の工事に配置されることになった場合
- ③入札日程の延期等により、当該入札申込日以降に配置予定技術者の状況に変化が生じた場合等

いずれの場合にも、当該事実が確認できる書類等を添えて書面で配置できない「正当な理由」を説明してください。

「正当な理由」が確認できない場合には、指名停止の対象となります。

※御注意

同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数の案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」にはあたらないので御注意ください。

6 営業所の専任技術者

建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定される、営業所ごとに置かれる専任の者については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められることから、工事の専任配置技術者となることはできません。

ただし、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該工事の専任を要しない配置技術者となることができます。

7 配置技術者と工事金額の関係

設置が必要な技術者	契約金額	下請契約の請負代金の合計額	必要な建設業許可
監理技術者（専任）	3,500万円以上 (建築一式工事は 7,000万円以上)	4,000万円以上 (建築一式工事は 6,000万円以上)	特定建設業
主任技術者 (専任)		4,000万円未満 (建築一式工事は 6,000万円未満)	特定建設業 又は 一般建設業
主任技術者	3,500万円未満 (建築一式工事は 7,000万円未満)		

※監理技術者とは、監理技術者資格者証を有する者で、主任技術者となれます。

※工事請負契約の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満の場合、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時に、「下請契約に関する誓約書」（「技術者の配置における事務取扱要領」第3号様式）を提出することで、一般建設業の許可及び主任技術者の配置を認めます。

ただし、案件によっては、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求めることがありますので、「一般競争入札のお知らせ」をよくご確認ください。

8 配置技術者の専任を要しない期間について

配置技術者に関する取り扱いについては、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に準じた取扱をしているところですが、改めて監理技術者等の専任期間について通知します。

本市から直接建設工事を請け負った建設業者が、配置技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も本市工事担当局と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止にしている期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（本市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、配置技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の配置技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

9 現場代理人について

現場代理人は特別な資格は必要としませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）がなければなりません。

なお、川崎市工事請負契約約款又は川崎市上下水道局工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項に規定されるように、「この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない（略）」とされ、工事現場に常駐することが義務付けられており、技術者の専任配置と同様に、他の工事の監理技術者等や現場代理人になることはできません。（同一工事では、「現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができること」となっています。【約款第11条第5項】）

10 現場代理人の常駐義務緩和について

「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」において、次のように常駐義務緩和

の取扱を定めております。

現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱（抜粋）

（条件）

第2条 次に掲げる各号の条件をすべて満たす工事については、合計で2件まで兼任を認めるものとします。

（1）監督部署が同一であるもの 同一の範囲は別表のとおりとする。

別表（同一の部署の範囲）

出先機関が監督を行う工事	同一事務所または同一センター
本庁組織（まちづくり局）が監督を行う工事	同一部
本庁組織（まちづくり局以外）が監督を行う工事	同一課

（2）次の各号のいずれかの条件を満たす工事であるもの

ア 予定価格（税込み）が3,500万円未満であり、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

イ 予定価格（税込み）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

（3）本要綱の対象である旨明示されているもの